

「光の道」構想に関する基本方針(案)

1. 合同部会の最終とりまとめで指摘された事項については、次のとおり進める。
 - ① 機能分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業務範囲の弾力化については、具体的内容を早急に確定し、関係法律の改正案を次期通常国会に提出する。【電気通信事業法及びNTT法の一部改正】
 - ② 加入光ファイバ接続料について、その低廉化に向け、総務省及びNTTにおいて、平成23年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を早急に開始し、年度内を目途に成案を得る。
 - ③ 次世代ネットワーク(NGN)において実現すべきアンバンドル(細分化)機能・サービスやIP網への移行(マイグレーション)に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・インターネット接続事業者(ISP)などにおいて、速やかに検討の場を設け、来年中を目途に成案を得る。
 - ④ ワイヤレスブロードバンド事業者による既存の周波数利用者の移行コストの負担に関し、オークションの考え方を取り入れた制度を創設するため、関係法律の改正案を次期通常国会に提出する。【電波法の一部改正】
 - ⑤ 第4世代移動通信システムなど新たな無線システムに関しては、諸外国で実施されているオークションの導入についても、早急に検討の場を設けて議論を進める(新無線システム移行までに関係法律の改正が間に合うように結論を得る)。
2. 今回、合同部会の最終とりまとめに盛り込まれた措置については、以下のような観点から、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目途に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行う。
 - ・ NTT東西における規制の遵守状況
 - ・ 料金の低廉化や市場シェア等の動向
 - ・ 「光の道」構想に関する取組状況 等
3. 包括的な検証の結果、「光の道」実現への進展が十分でない場合には、更なる措置について検討を行う必要がある。特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行う。